

令和元年度職員団体との交渉結果（第2回人事課長交渉（青年・女性））

1. 交渉団体

滋賀県地方公務員労働組合共闘会議、滋賀県教職員組合、自治労滋賀県職員労働組合

2. 当局側出席者

人事課長、行政経営企画室長、他人事課員

3. 交渉日および場所

令和元年 11 月 13 日（水） 14:45～16:00 本館 3－B 会議室

4. 内 容

人事評価制度、諸手当、休暇・休業制度、人員体制など

5. 交渉状況

職員団体	県
人事評価制度について、評価者によって評価軸が異なっている。職員の士気を高めるような制度運用をお願いする。	公平性・客観性を担保するためにも引き続き評価者研修を実施していく。人事評価が人材育成のツールとして活用されるよう検討したい。
水防の緊急出勤時における通勤時間についても、時間外勤務手当の対象としてほしい。 通勤手当について、通勤途中に子どもの送り迎えをする場合、その経路を通勤手当の対象として認めてほしい。 高速道路等を利用する場合の通勤手当の支給要件について、介護を理由に住居を変更した場合が認められるようになったが、自己都合による転居についても同様に認めてほしい。	水防待機のための通勤時間については通勤行為のため、時間外勤務手当の対象にはならない。 また、通勤手当に関して、人事委員会規則で支給要件が定まっているため、支給することは難しい。
1人が抱える業務量が多い一方で、昔より精度の高い仕事内容を求められている。休職者が出た場合の人員補充と職場へのフォローをお願いする。	職場の声を丁寧に伺い、代替職員の確保に努めていきたい。
看護休暇の取得可能日数の拡充をお願いする。男性の育休取得には周囲のフォローが不可欠であり、家庭優先で取得できるような職場環境となるようお願いする。	看護休暇の拡充については、他の都道府県より充実させることについて、県民の理解が得られるか検討する必要がある。男性の育休取得の推進に向けて、代替職員の確保等を検討していく。
人員体制について、中堅層が少なく、近年増えている新規採用職員をどのように育成していくかが新たな課題。人が足りない所属がないよう適正な人員配置をお願いする。	年齢構成の若返りが進む中、人材育成を一層図っていきたい。人員体制については所属の声を聞きながら検討したい。
子どもが小学校に入学した職員に対する支援体制について、部分休業制度や育児短時間勤務などの制度が適用されるよう検討されたい。	法律によるものであり、本県独自で変更することは困難である。10月に試行し、現在所属からのアンケートをとりまとめている時差出勤や小1の壁に関するニーズを聞いてみたいと考えている。